

令和5年5月9日

保護者 様

千葉県立矢切特別支援学校
校 長 山 崎 雄 次

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策について

日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5月8日に2類相当から、インフルエンザと同等の5類相当に移行いたしました。それに伴い、千葉県教育委員会より新たな通知が出されましたので、本校におけるまん延防止対策も変更いたします。

なお、感染予防対策が緩和される一方で、感染者数は横ばいもしくは増加の傾向が懸念される状況となっておりますので、以下の予防対策に御理解と御協力をいただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

記

1 学校での感染予防対策について

- (1) 換気の徹底
- (2) 手洗いの徹底
- (3) 密になる場面等でのマスクの着用

※マスクの着用は任意となりましたが、ハイリスク者がいる施設内や感染リスクの高い場面等では着用が推奨されています。スクールバス内でのマスク着用等に御協力いただきますようお願いいたします。

2 健康観察について

新型コロナウイルス感染症に係る「健康観察表」を使用しての毎日の健康状態確認については終了といたします。ただし、まん延防止の観点から、日常の健康確認等による健康管理を引き続きよろしくようお願いいたします。

※5月9日まで体温等を記載した5月分の「健康観察表」は回収させていただきます。
担任へ御提出ください。

3 自宅静養の判断について

引き続き、発熱（37.5度以上又は平熱より1度以上）や咳・喉の痛み等の風邪症状がある場合は、自宅での静養に御協力ください。

登校後に発熱や咳、喉の痛み等の風邪症状が確認された場合には、その時点でお迎えをお願いすることになります。症状がなくなるまで、自宅で休養するとともに、できる限り医療機関を受診するようお願いいたします。また、お仕事中やお買い物中などの際も、連絡がつくよう御協力をお願い申し上げます。

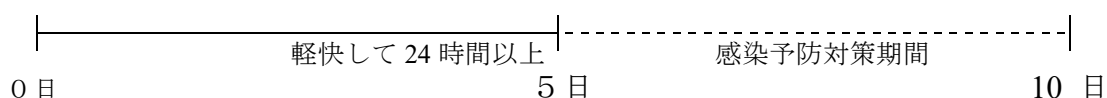
※御家族に新型コロナウイルス感染症罹患（陽性）が確認された場合でも、児童生徒本人に罹患の可能性がない場合には登校していただいて構いません。ただし、その際はスクールバスの利用は控え、マスク等の感染予防対策を講じていただきますよう、御協力をお願いいたします（7日間程度の対策が推奨されています）。

※児童生徒本人の発熱の場合には、解熱した翌日まで自宅待機をお願いいたします。（解熱剤服用中は解熱したとの判断にはなりませんので、よろしくお願いします。）

4 陽性者の自宅療養期間について（変更になりました）

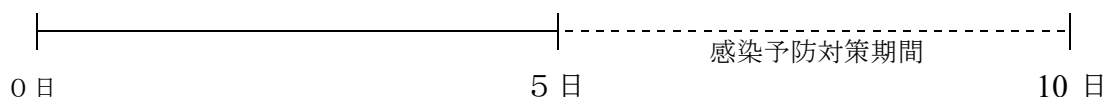
（1）症状あり

発症日（発熱、咳等の症状が現れた日） 療養解除



（2）無症状

検体採取日 療養解除



※陽性者の療養期間は5日間となりましたが、解除後5日間（罹患後10日間）は感染予防対策期間となり、ハイリスク者との接触ならびに密になる環境は避けることが望ましいとされています。本校は、基礎疾患を有する児童生徒が多数在籍しておりますので、できる限りのマスク着用、保護者送迎等に御協力をお願いいたします。

※5類感染症に移行したことから、新型コロナウイルス感染症陽性者の「濃厚接触者」としての特定は行わないことになりました。また、「濃厚接触者」として法律に基づいた外出自粛も求められません。

5 感染症予防に係る出欠席の扱いについて（変更になりました）

状 況	出欠席等の扱い
児童生徒本人の感染が判明した場合	出席停止
児童生徒本人に発熱や咳、喉の痛み等の風邪症状がある場合	特別欠席（特欠）
医ケアもしくは基礎疾患があり主治医から登校を控えるよう指示を受けた場合	
感染が心配で保護者から学校を休ませたいと相談があり、校内で感染者が出ている場合や御家庭に高齢者や基礎疾患がある方がいる場合など、他に手段がなく、合理的な理由があると学校長が判断した場合	

※厚生労働省のホームページより

Q：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

A：部屋を分け、感染した家族の世話はできるだけ限られた方で行うなどの注意をする。（上記の対応ができていない場合は登校していただいて問題ありませんが、対応が難しい場合には、自宅待機（欠席）していただきますよう御協力をお願いいたします。／特欠扱いとし、欠席にはなりません。）